

【投信調査コラム】
日本版ISAの道 その202
金融関係者が毎年公表を待ちわびる
金融庁・金融レポート!

～「つみたてNISA」が頻繁に登場、「長期・積立・分散投資の普及・定着を促していく必要」と、普及だけでなく定着という言葉が加わる!!～

商品企画部 松尾 健治
窪田 真美

※三菱UFJ国際投信がお届けする、日本版ISAに関する情報を発信するコラムです。

金融関係者が毎年公表を待ちわびる金融庁・金融レポート公表!

2017年10月25日に金融庁が「平成28事務年度 金融レポート」(以下、金融庁・金融レポート)を公表した(URLは後述[参考ホームページ]①参照)。「金融関係者が毎年公表を待ちわびるレポートがある。監督官庁である金融庁が行政における1年間の進捗や実績をまとめる『金融レポート』だ。…(略)…最新版が9月中にも公表される。」(9月30日付 週刊ダイヤモンド～URLは後述[参考ホームページ]②参照)とされているものである。今回はその公表が昨年2016年9月15日より1カ月以上遅れ、一層、「待ちわびる」事となった。

昨年初めて発行され、年1回発行なので、今回はまだ2回目だ。それまで「金融モニタリングレポート」という名で2014年7月4日から発行され、それを含めると、今回で4回目となる(下記図表参照)。金融レポートは前年公表される「金融行政方針」に基づき1年間の進捗評価や分析等を取りまとめたもので、翌年度の「金融行政方針」にも反映される(金融庁「平成28事務年度 金融行政方針」及び2016年10月21日付日本版ISAの道その161～URLは後述[参考ホームページ]③参照)。



金融モニタリング基本方針・金融モニタリングレポート及び金融行政方針・金融レポート(時系列) *水色は方針、ピンク色はレポート、赤字はNISAに関する事項
※1: 事務年度は当該年の7月からその翌年6月で、平成28事務年度であれば、2016年7月～2017年6月。 2017年10月25日現在

公表日	事務年度	名称	金融庁長官	備考 (NISAや資産運用に関する項目等)
2013年9月6日	平成25事務年度 (2013年7月～ 2014年6月)	金融モニタリング 基本方針	畑中龍太郎 (はたなか りゅうたろう) 金融庁長官 (2011年8月 ～2014年7月)	初の「金融モニタリング基本方針」(従来は「検査基本方針」。同時に監督方針も公表)。初の「水平的レビュー」(複数の金融機関に対して、特定のテーマにかかる取組状況を、統一目線で横断的に検証するモニタリング手法)。「NISAへの対応等」が検証項目に。
2014年7月4日		金融モニタリング レポート		初の金融モニタリングレポート(前年9月公表の金融モニタリング基本方針に基づき行った平成25事務年度の金融モニタリングの主な検証結果や課題をとりまとめたもの)。 米国DCや英国ISAでの投信を利用した積立・分散投資を紹介。 個人の安定的な資産形成に投信が重要とする一方、目先の手数料稼ぎを目的とした投信の短期間の回転売買を厳しく指摘。
2014年9月11日	平成26事務年度 (2014年7月～ 2015年6月)	金融モニタリング 基本方針 (監督・検査基本 方針)	細溝清史 (ほそみぞ きよし) 金融庁長官 (2014年7月 ～2015年7月)	検査と監督で各々示していた基本方針(*金融モニタリング基本方針と監督方針)を統合。初めてフィデューシャリー・デューティー(以下「FD」という)が登場。FDは「他者の信認を得て、一定の任務を遂行すべき者が負っている幅広い様々な役割・責任の総称」と説明。投信に関して「商品開発、販売、運用、資産管理それぞれに携わる金融機関がその役割・責任(FD)を実際に果たすことが求められる」や「NISAの制度趣旨を踏まえた金融商品の提供及び適切な勧誘・販売態勢の構築を促す」等。
2015年7月3日		金融モニタリング レポート		積立投資と一括投資の10年分りターン検証結果に基づき、若い資産形成層や投資初心者にとって、NISAによる積立投資は有益な手法と説明(コラム 積立投資)。 短期間の乗換え売買が継続、投信販売では依然として、販売手数料が高く、リスクの比較的高い商品が販売上位を占めている」と、顧客のニーズや利益よりも販売会社のニーズが優先される現状を問題。米国の投信販売手数料低下は、DC経由の購入増とフィージビリティへのシフト等と指摘。
2015年9月18日	平成27事務年度 (2015年7月～ 2016年6月)	金融行政方針	森信親 (もり のぶちか) 金融庁長官 (2015年7月 ～現在)	初の金融行政方針(金融機関の検査・監督方針に加え、企画部門や国際部門など金融庁の全部局の指針を網羅)。 家計の中長期の安定的資産形成を促す観点から、NISAの更なる普及と制度の発展。 FDの徹底として、投資信託・貯蓄性保険商品等での手数料透明化、顧客の利益に合う商品の組成・運用・提供等。金融機関による資産運用の高度化の促進等。中長期・グローバルな分散投資の促進。FinTechへの対応が重点施策に初設定。
2016年9月15日		金融レポート		初の金融レポート(前年9月に策定した金融行政方針の進捗状況や実績を評価し次年度の金融行政方針へ反映させるためのレポート)。「貯蓄から資産形成へ」。導入2年経過したNISA制度の 効果検証結果が公表 。少額からの積立・分散投資の促進のためのNISAの改善・普及が課題に。金融機関における顧客本位の業務運営の重要性を指摘(FDという言葉の使用は1回に)。FinTechへの制度面の対応は、金融審議会で引き続き課題検討。
2016年10月21日	平成28事務年度 (2016年7月～ 2017年6月)	金融行政方針	森信親 (もり のぶちか) 金融庁長官 (2015年7月 ～現在)	証券取引等監視委員会が金融行政方針に基づく「証券モニタリング基本方針」(従来は「証券検査基本方針」)を公表し、金融庁と一体で業者を監視する体制に転換する事とした(2016年10月25日公表)。証券検査年度も金融行政方針に合わせ、当該年の7月からその翌年6月とする事とした(従来は当該年の4月から翌年3月)。少額からの長期・積立・分散投資の促進(NISAの利用増・積立NISAの実現など)、投資教育の実施、金融機関等による「顧客本位の業務運営」(FD)の確立と定着(手数料の明確化・商品のリスクの所在等の説明の改善等)、金融庁が地銀のビジネスモデル検証に積極的に関与する方針を明示。
2017年10月25日		金融レポート		「つみたてNISA」が頻繁に登場、「長期・積立・分散投資の普及・定着を促していく必要」と、普及だけでなく定着という言葉が加わり、しっかり根付くよう強調している。

(出所: 金融庁のホームページより三菱UFJ国際投信株式会社商品企画部が作成)

金融庁・金融レポートに関する報道のヘッドラインは地銀中心

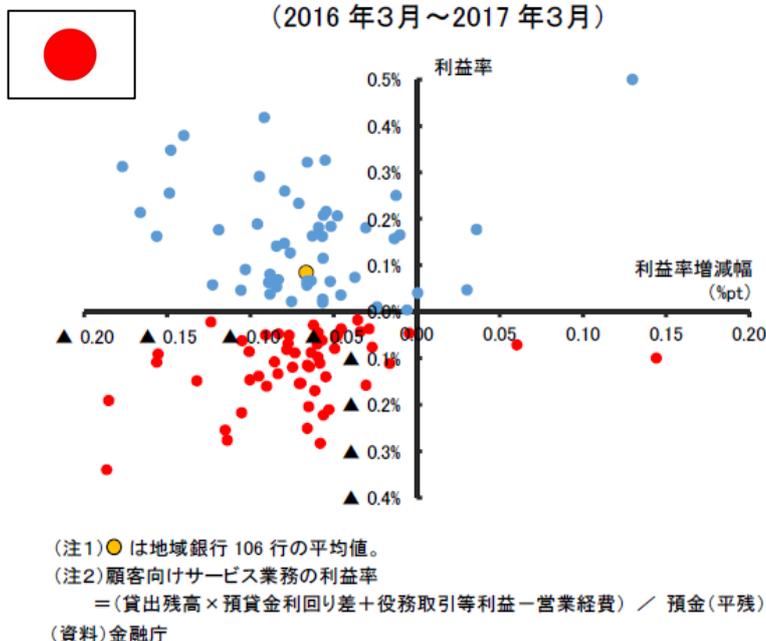
金融庁・金融レポートに関する報道のヘッドラインは地銀中心だ。「全国の地方銀行の半数以上が、企業や個人向けの融資など、いわば本来の業務で赤字に陥っていることが、金融庁の分析で明らかになり、一段の経営改善を求められていることが浮き彫りになりました。」(10月25日付NHK～URLは後述[参考ホームページ]④参照)、「金融庁は25日、前事務年度(2016年7月～2017年6月)の『金融レポート』を正式発表し、地方銀行の収益が同庁の想定以上に早く悪化し、すでに過半数の地銀で貸出・手数料ビジネスが赤字になっていると指摘した。一時的な運用利益や競争が激化しているアパートローンに傾斜している地銀があるが、早急に持続可能なビジネスモデルを構築するよう改めて求めた。」(10月25日付ロイター～URLは後述[参考ホームページ]④参照)、「金融庁は25日、地方銀行の収益減少のスピードが予想以上に速まっているとの報告書を発表した。」(10月25日付日本経済新聞朝刊～URLは後述[参考ホームページ]④参照)。

企業・個人向けの融資や投資信託の販売といった貸出・手数料ビジネス、つまり「顧客向けサービス業務」で損益が赤字に陥っていると言う事だ。顧客向けサービス業務の利益は「貸出残高×預貸金利回り差+役務取引等利益-営業経費の利益率」となる。この中の「役務取引等利益」は英語でフィー&コミッション、投信や保険など金融商品の販売手数料(コミッション)、為替手数料、口座振替手数料などの事(*そこから支払い手数料を除く)。

金融庁・金融レポートのp.16には地域銀行(地方銀行、第二地方銀行、埼玉りそな銀行)について「直近の2017年3月期決算を見ると、前期と比べ、貸出利鞘が縮小し、役務取引等利益も減少するなど、顧客向けサービス業務の利益は過半数の地域銀行でマイナスとなっており、平成27事務年度の推計・試算を上回るペースで減少している(図表I-2-(1)-7)」と出ている。

図表I-2-(1)-7は右にあり、縦軸が利益率で上方にある地域銀行は利益がプラスつまり黒字であり、下方にある地域銀行は利益がマイナスつまり赤字である事を示す。ほとんどの地域銀行が左側に寄っているが、これは利益率が前期比減少となっている事を示している。

図表 I-2-(1)-7 顧客向けサービス業務の利益率とその増減幅 (2016年3月～2017年3月)



(出所: 「金融庁・金融レポート」p.54)

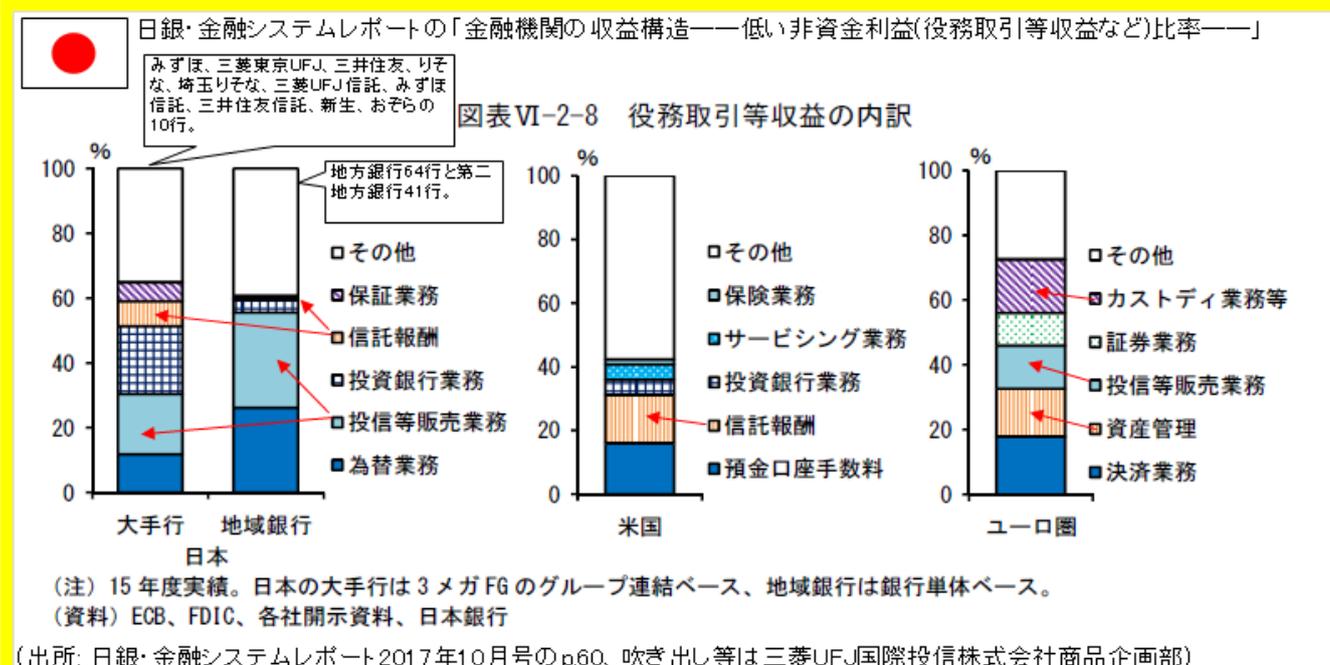
以上についての専門家のコメントとして「野村証券の高宮健マネージング・ディレクターは『非金利収益を稼ぐモデルへの転換は避けられないだろう』と指摘する。例えばコンサルティング業務の強化だ。経営改善や生産性を高めるためのアドバイスを提供する。金融庁が実施した企業向けアンケートによると、経営上の課題をよく聞いてくれる地銀ほど、利回りの低下幅が緩やかだった。」(2017年10月25日付日本経済新聞朝刊～URLは後述[参考ホームページ]④参照)とある。後半に「金融庁が実施した企業向けアンケートによると、経営上の課題をよく聞いてくれる地銀ほど、利回りの低下幅が緩やかだった。」とあるが、これは金融庁・金融レポートのp.24にある。

前半に「野村証券の高宮健マネージング・ディレクターは『非金利収益を稼ぐモデルへの転換は避けられないだろう』と指摘する。例えばコンサルティング業務の強化だ。」とあるが、これは、金融庁・金融レポートの公表2日前、2017年10月23日に日銀が公表した「金融システムレポート(2017年10月号)」(以下、日銀・金融システムレポート、後述※1参照)を見ると良い。日銀・金融システムレポートのp.54「VI.金融機関収益と金融システムの潜在的な脆弱性」の中にある「金融機関の収益構造——低い非資金利益比率——」である。前回の日銀・金融システムレポート(2017年4月号)では「IV.金融機関のリスクと財務基盤」の中の「5.金融機関収益と金融システムの機能度・安定性」として出していた小項目であり、それが今年は格上げされて、情報が拡充された。そこには下記の通り出ている。

「本邦金融機関の収益性は国際的にみて低さが目立つ。…(略)…。こうした収益性の低さには、低金利環境の長期化による資金利益の減少に加え、非資金利益の低さも影響している。…(略)…。米欧金融機関においては、非資金利益は、サービス内容や顧客属性に応じて手数料をきめ細かく設定・変更することなどを通じて、重要な収益源となっている。…(略)…。」



非資金利益のうち役務取引等収益の内訳をみると、収益源の多様性という点でも違いがみられる(図表VI-2-8)。欧州では、ユニバーサル・バンキングが定着していることもあって、手数料の収入源は多様である。米国でも、『その他』様々な手数料収入が過半を占める。一方、わが国では、傘下に複数の関連会社を抱える大手金融グループでは、商業銀行業務以外の手数料も比較的多くみられるが、地域金融機関においては、為替業務と投信・保険販売業務の2つで過半を占める。なかでも、高いウエイトを占める投資信託の販売手数料は、市況の影響を受けやすいため、安定的な収益源とはなっておらず、これまでのところ地域金融機関収益の変動を高める要因の一つになっている。



先行きを展望すると、人口減少により伝統的な預貸業務に対するニーズが伸び悩むと予想されるなか、国内で資金利益を持続的に拡大させていくことは必ずしも容易ではない。このため、金融機関が収益源を多様化させ安定的な収益構造を確立していく観点からは、それぞれがサービスの差別化を図りつつ、自らの強みを活かした取り組みを進めていくことが重要である。その際、わが国の金融機関は米欧に比べ従業員数が多いという事実も踏まえ、業務改革により効率的な人員配置を同時に進め、労働生産性の向上を図っていくことも重要になるだろう。」

前頁の日銀・金融システムレポート図表(VI-2-8 役務取引等収益の内訳)の中の「投信等販売業務/投信・保険販売業務(*投資信託の販売手数料が高いウエイトを占める)」を、その右側にある米国やユーロ圏と比べて日本を見ると、日本の地域銀行の「投信等販売業務」の大きさがよくわかる。一方、日本の「信託報酬」の小ささもわかる(*米国では信託報酬の大きさ、ユーロ圏ではカストレディアン業務等や資産管理の大きさがわかる)。米国やユーロ圏で「コミッションからフィーへ」の流れが進んでいる様である(コミッション及びフィーについては2017年5月22日付日本版ISAの道その182参照~URLは後述[参考ホームページ]⑤参照)。尚、日本の大手行は地域銀行より米国やユーロ圏に近いが、一方で、投資銀行業務の大きさが目立つ。

※1: 日銀・金融システムレポート…2017年10月23日に日銀が「金融システムレポート(2017年10月号)」として公表している。2005年8月10日から年2回ペースで公表されており、前回は2017年4月19日に公表された。2017年10月25日に金融庁が公表した「平成28事務年度 金融レポート」と名前も中身も似る部分が多い。金融レポートも注目だが、日銀・金融システムレポートには歴史があり、金融レポート同様、注目すべきものであるURLは後述[参考ホームページ]⑥参照。



金融庁・金融レポートの顧客本位の業務運営、投資信託に関わる部分

金融庁・金融レポートに関する報道のヘッドラインは地銀中心だが、報道の中には「金融庁は毎月分配型の投信について、元本を取り崩しながら分配されれば運用原資が目減りして運用効率下がるなど、顧客本位の業務運営の観点から問題だと指摘してきた。金融庁は、投信残高の過半を占める毎月分配型投信について『依然高い水準』(幹部)とみている。金融レポートでは、投資信託協会によるアンケート調査で、毎月分配型投信を保有する顧客のうち、分配金として元本の一部が払い戻されることもあることを認識していない割合が5割弱に上ったことなどを紹介。その上で『毎月分配型投信の商品特性について、販売会社が顧客に十分情報提供した上で、顧客が商品選択しているのか疑問が残る』と指摘した。」(2017年10月25日付ロイター~URLは後述[参考ホームページ]④参照)とも出ている。

金融庁・金融レポートには「顧客本位の業務運営(*昨年まではフィデューシャリー・デューティー)」、「投資信託」と言う言葉が多く登場する。この金融庁・金融レポートは、「金融行政方針」の具体的重点施策にあった金融機関等による「顧客本位の業務運営」がされているかが検証されるものであり(p.55~)、投信など商品のリスクとリターン、パフォーマンス、そしてコストについて、掘り下げた分析がされているのだ。例えば、投信の販売実態等において、依然として見られる傾向が以下の通り指摘されている(金融庁・金融レポートの横書き「主なポイント」のp.8)

顧客本位の業務運営の確立・定着等を通じた家計の安定的な資産形成

■我が国の投資信託の販売実態等を見ると、引き続き以下の傾向が見られる

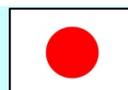
①米国と比べ、リスクに見合うリターンをあげていない投資信託が多い

②パフォーマンスの良いアクティブ運用投資信託が少ない

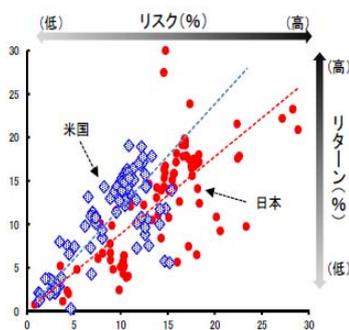
③テーマ型投資信託が多い(売買のタイミングを適切に見極めることは困難) ④回転売買が多い

⑤高い販売手数料や信託報酬の投資信託が多い ⑥販売会社と系列の運用会社の結びつきが強い

■顧客本位の業務運営に真剣に取り組む金融機関が見られるほか、つみたてNISAの対象商品として、手数料が低く長期の資産形成を指向する投資信託が増えるなど、新たな動きも見られる

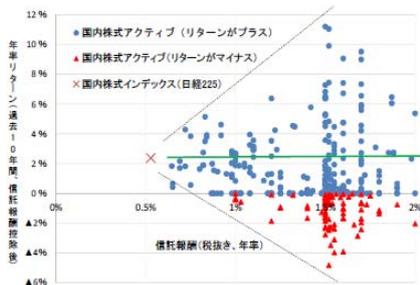


日米の投資信託の純資産総額上位100銘柄
(設定後5年超)のリスク・リターン分布



(注1) 日米とも、2017年5月末の純資産総額上位100銘柄(設定後5年超)。
(注2) 日本は、ETF、DC専用、ラップ・SMA専用を除く公募株式投資信託。
米国は、ETF、DC専用、MMFを除く公募投資信託。
(注3) リスクは、5年間の月次リターン標準偏差(年率換算)。
リターンは、5年間のトータルリターン(年率換算)。
(注4) 図の点線は近似曲線。
資料) Bloombergより、金融庁作成。

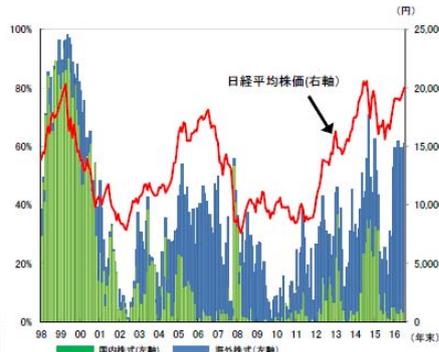
アクティブ運用投資信託の信託報酬とリターン



国内株式アクティブ運用投資信託全体のうち、
71%が日経225参照インデックス運用投資信託のリターンを下回る。

(注1) 10年以上存続している国内株式へ投資するアクティブ運用投資信託(DC専用を除く281本)について調査。
(注2) 信託報酬には、ファンドオプファズの場合、投資先ファンドの信託報酬を含む。
(注3) 緑線は、国内株式インデックス(日経225)の年率リターンを示す。
資料) QUICK、Bloomberg(2016年11月末時点)より、金融庁作成。

投資信託販売額に占める株式投資信託の割合と
日経平均株価の推移



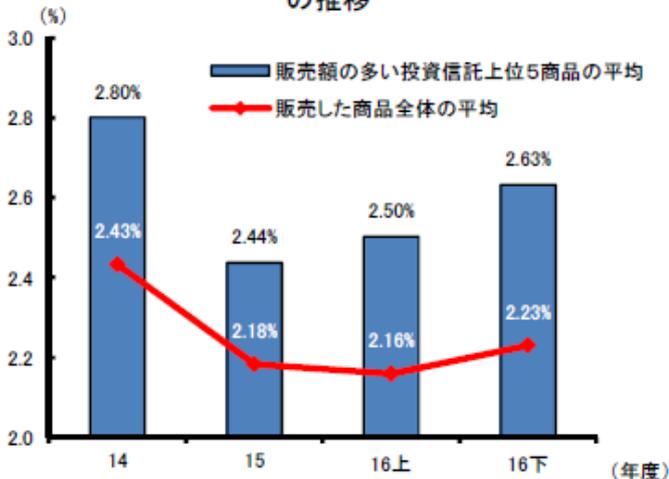
(注) 資金純増上位50ファンドを対象(期間: 1998年12月から2017年6月まで)。
資料) 投資信託協会等より、金融庁作成。

(出所: 金融庁・金融レポートの横書き「主なポイント」の p.8)

前頁「主なポイント」の①に関して「日米の規模の大きい投資信託上位 100 銘柄のリスクとリターンの関係を見ても、米国では中程度のリスクで相応のリターンを得ているものが多い一方、我が国ではリスクが高い割にはそれに見合ったリターンを得ていないものが少なからず見受けられる」と昨年無かった日米投信のリスク/リターン比較を図示している。

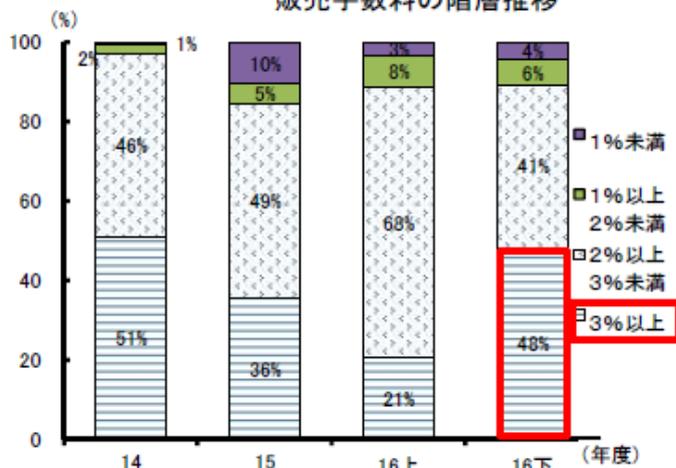
また前頁「主なポイント」の⑤に関して昨年は銀行における投信の販売額と収益が増加する一方、投信残高や投信を保有する顧客数が伸びていない事に着目していたが、今年は手数料率の水準や変化について注目している様である。「主要行等と地域銀行 36 における投資信託の販売手数料の動向を見ると、販売した投資信託全体の平均販売手数料は 2014 年度に比べ低くなっているものの、2016 年度は上昇している(図表 II-1-(2)-3)」(p.56)、「販売額上位 5 商品について、販売手数料率別で見ると、3%以上の商品の割合が高まっており、足下で投資信託の販売が手数料の高い商品にシフトしつつあることが窺われる(図表 II-1-(2)-4)。」(p.56)と指摘している。

図表 II-1-(2)-3 投資信託の平均販売手数料の推移



(注1) 主要行等8行及び地域銀行 10 行の回答を集計。
(注2) 販売額の多い投資信託は、各対象行における販売額上位5商品。
(注3) 数値は全て加重平均値。
資料) 金融庁

図表 II-1-(2)-4 販売額の多い投資信託における
販売手数料の階層推移



(注1) 主要行等8行及び地域銀行 10 行における販売額上位5商品の
手数料率の階層別割合。
(注2) 数値は全て加重平均値。
資料) 金融庁

(出所: 「金融庁・金融レポート」p.56)

ここで注意すべきは、金融庁は販売手数料率の水準だけで3%以上は高いからよくない(安いから良い)と言っている訳でない。金融機関は個々の顧客に合った商品およびサービスを提供し、顧客はそのサービスに妥当な対価を払う様にと言っている。「販売手数料等の高低のみで、その商品の良し悪しを評価するものではないが、販売会社においては、販売手数料等の水準が顧客に提供されるサービスの対価として見合ったものか否か、同種の金融商品においてより販売手数料等が低い商品が存在するにもかかわらず販売手数料等が高い方を販売・推奨等していないか、顧客が正しい選択をできるよう販売手数料等の詳細について情報提供がなされているか、といった観点から今後検証していくことが重要である。」(p.57)と強調している。

コストとリターンに関しては、前回無かったインデックス運用とアクティブ運用投信の比較分析が新しくされている。一般的にアクティブ運用投信は銘柄分析等にコストがかかり、「仮にそうした手数料等が高かったとしても、それを大きく上回るリターンが得られれば、顧客の立場から問題とは考えられない。」(p.59)としながらも、「さほどリターンが得られていないにもかかわらず、手数料等が高いとすれば、問題が生じ得る。10年以上存続している我が国の株式アクティブ運用投資信託281本の信託報酬控除後のリターンについて見ると、過去10年間の平均リターンは年率1.36%であり、全体の約3分の1の商品のリターンがマイナスとなっている。」と、前々頁「主なポイント」の②の「パフォーマンスの良いアクティブ運用投資信託が少ない」を説明している。

また、投信協会のアンケート調査を引用し、「投資信託の現在保有者・保有経験者において、投資信託の購入の際に重視した点として、『手数料や運用管理費用の水準』を挙げた回答者は9.6%に留まっており(重複回答)、我が国においては、顧客がコストをあまり意識せずに投資信託を購入している可能性がある」(p.60)とされ、投資家にコスト意識を持つよう、促していく重要性も指摘している。

金融庁・金融レポートの言う通り、コストは重要である。ただ、一方で金融庁・金融レポートは「本業利益は、ほとんどの地域銀行で減少しており、過半数の銀行でマイナス。」(金融庁・金融レポートの横書き「主なポイント」p.4)と指摘、経営改革を奨めている。「本業利益」は「顧客向けサービス業務の利益」であり、それは「貸出及び役務取引等利益」つまり投信や保険など金融商品の販売手数料も含まれる。今や投信や保険に関連する手数料は地域金融機関を中心に極めて重要な収益源である。

先述の日銀・金融システムレポートでも同様の指摘がされており、日銀・金融システムレポートの図表に示される通り、仮に日本の地域金融機関も米国の様に販売手数料よりも信託報酬を大きくする方向、欧州の様にカストレディアン業務・資産管理等の収益を大きくする方向、「コミッションからフィーへ」の流れが良いのであれば、顧客本位の業務運営においても、投信先進国である米国や欧州、オーストラリアなどの実態や情報を適正に分析・評価し、販売手数料や信託報酬などの適正水準、今後のあるべき姿を考える事が期待される。このあたりの投信コスト(手数料等)の長期国際比較を、今後の金融庁・金融レポートで期待している(2017年10月16日付日本版ISAの道その200「投信コスト(手数料等)の長期国際比較2017～日本・米国・欧州・カナダ・オーストラリアのグローバル比較、モーニングスター・世界投信市場調査2017年版との比較～」～URLは後述[参考ホームページ]⑦参照)。

金融庁・金融レポートのつみたてNISA、長期・積立・分散投資の効果に関わる部分

今年の金融庁・金融レポートでは、「顧客本位の業務運営に真剣に取り組む金融機関が見られるほか、つみたてNISAの対象商品として、手数料が低く長期の資産形成を指向する投資信託が増えるなど、新たな動きも見られる」(金融庁・金融レポートの横書き「主なポイント」のp.8)と言う良い評価もある。

昨年 2016 年 9 月 15 日の金融庁・金融レポートでも「長期・積立・分散投資の効果」を強調していたが、「つみたて NISA」は 2016 年 8 月 31 日に金融庁が公表した「2017 年度税制改正要望」で「積立 NISA」として創設を盛り込んでおり、今年は晴れて「つみたて NISA」として頻繁に登場している(2016 年 10 月 3 日付日本版 ISA の道 その 158 及び 2016 年 10 月 24 日付日本版 ISA の道 その 160～URL は後述[参考ホームページ]⑧・⑨参照)。具体的に金融庁・金融レポートの p.43、49、54、68、69～76 で特に p. 69～76 である。

これまで NISA を通じた積立投資が小さかったが、NISA を通じて安定的な資産形成を行う為に「つみたて NISA」が導入され、この「つみたて NISA」を通じた「長期・積立・分散投資」の普及が期待されている。今年の金融庁・金融レポートは「**長期・積立・分散投資の普及・定着を促していく必要**」(金融庁・金融レポートの横書き「主なポイント」の p.7)と、「普及」だけでなく「定着」と言う言葉が加わり、しっかり根付くよう強調している。

「**家計が安定的な資産形成を行うためには、長期・積立・分散投資を促していくことが有効と考えられる。『平成 27 事務年度金融レポート』等で指摘したとおり、積立投資は、資金投入の時期を分散することにより、いわゆる高値掴み等のリスクを軽減する効果があるとされている。例えば、同じ資産カテゴリーに投資するものの、一般的に投資方法が異なる DC 向けの専用投資信託(積立で投資)と、それ以外の投資信託(一括で投資するケースが多い)について、長期間(10 年間)の収益率(インベスターリターン)を比較してみると、全ての資産カテゴリーで、DC 専用投資信託の収益率がそれ以外の投資信託の収益率を上回っている(図表 II-1-(2)-12)。**」(p.69)とある。

図表 II-1-(2)-12 DC 専用投資信託とそれ以外の投資信託の収益率(インベスターリターン)比較

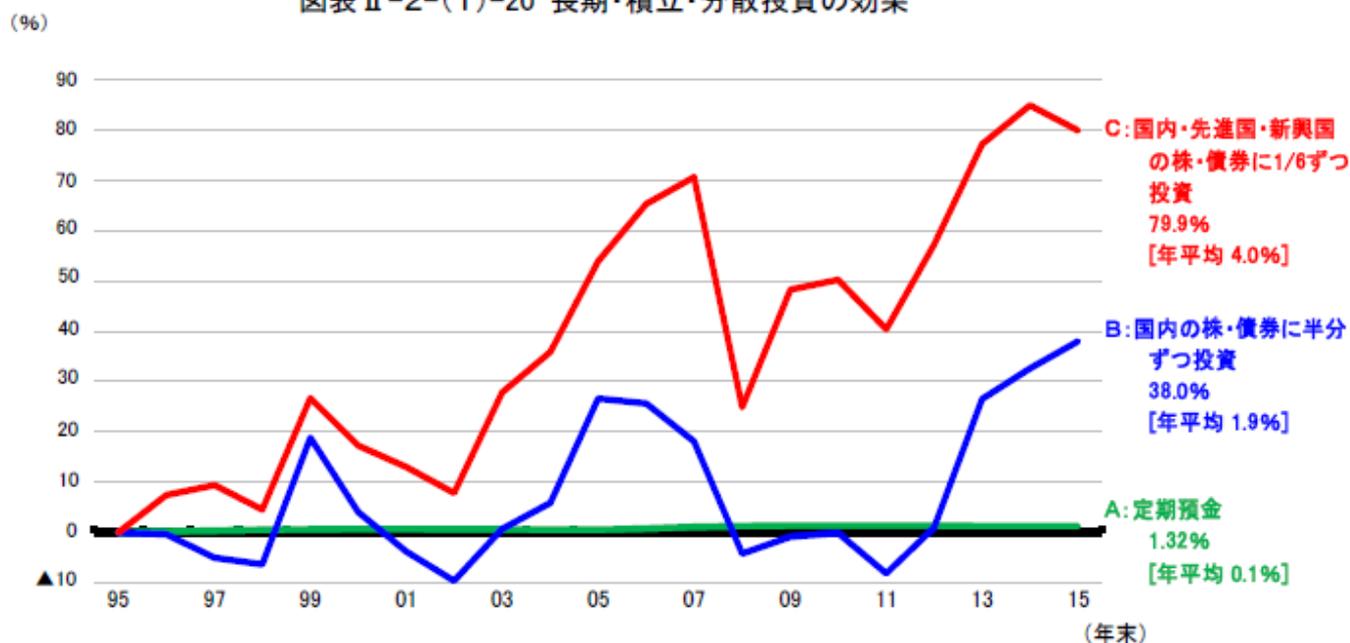
資産カテゴリー	収益率(年率) (過去10年平均)		
	DC専用	それ以外	リターン差
日本株	3.3%	▲2.2%	5.5%
先進国株	6.8%	▲2.9%	9.7%
日本債券	2.1%	1.1%	1.0%
先進国債券	3.2%	0.2%	3.0%
国内REIT	5.7%	5.5%	0.2%
先進国REIT	9.2%	▲1.8%	11.0%
バランス	3.7%	▲2.8%	6.5%
平均	3.8%	▲1.1%	4.9%

(注1) 基準日: 2016 年末時点。
(注2) 投資家リターンは純資産加重平均。資産カテゴリーの平均は、各資産カテゴリーの純資産加重平均。
(資料) 三菱 UFJ 国際投信より、金融庁作成。

(出所: 「金融庁・金融レポート」p.61)

「平成 27 事務年度金融レポート」、つまり、昨年の 2016 年 9 月 15 日付金融庁・金融レポートでは長期・積立・分散投資の効果として次頁上方にある「図表 II-2-(1)-20 長期・積立・分散投資の効果」が出ていた(URL は後述[参考ホームページ]①参照)。これは 2017 年 6 月 14 日付金融庁「つみたて NISA について」にもあったものである(URL は後述[参考ホームページ]⑩参照)。

図表Ⅱ-2-(1)-20 長期・積立・分散投資の効果



(注) 各計数は、毎年同額を投資(定額投資)した場合の各年末時点での累積リターン。
株式は、各国の代表的な株価指数を基に、市場規模等に応じ各国のウェイトをかけたもの。
債券は、各国の国債をもとに、市場規模等に応じ各国のウェイトをかけたもの。
(資料) Bloomberg より、金融庁作成。

(出所: 昨年の「金融庁・金融レポート」p.53)

今年はこの有用な図表が無かった。このあたりの長期・積立・分散投資の効果を、出来れば、多様な地域・資産・期間で検証してもらえる事を今後の金融庁・金融レポートで期待している。特に約21年ぶりの日本株高の中での積立投資に不安を持つ投資家は少なくないと思われる(2017年10月23日付日本版ISAの道 その20「約21年ぶりの日本株高の中での積立投資はどうか? 『つみたてNISA』で使われる積立投資を多様な地域・資産・期間で検証!」~URLは後述[参考ホームページ]①参照)。

以上だが、金融機関等には、こうした金融庁の方針や意図に沿って、「顧客本位の業務運営」で長期・積立・分散投資の普及・定着を促しつつ、過半数の銀行でマイナスと言う顧客向けサービス業務の利益を回復する事、難しい経営課題とは思われるが、何より期待してやまない。

以上

[参考ホームページ]

- ①2017年10月25日付金融庁「平成28事務年度金融レポート」…「<http://www.fsa.go.jp/news/29/20171025.html>」、
2016年9月15日付金融庁「平成27事務年度金融レポート」…「<http://www.fsa.go.jp/news/28/20160915-4.html>」、
- ②2017年9月30日付 週刊ダイヤモンド「地銀の決算“化粧”術は全てお見通し 金融庁が貸し剥がし策に警告」…「<http://diamond.jp/articles/-/143263>」、
- ③2016年10月21日付金融庁「平成28事務年度 金融行政方針」…「<http://www.fsa.go.jp/news/28/20161021-3.html>」、
2016年10月21日付日本版ISAの道 その16「金融行政方針の具体的重点施策として重視される『積立・分散投資』、『NISA』、『フィデューシャリー・デューティー/顧客本位』」…「https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_161031.pdf」、
- ④2017年10月26日付NHK「全国地銀の半数以上 本来業務で赤字 一段の経営改善を 金融庁報告書」
「<http://www3.nhk.or.jp/news/html/20171025/k10011197221000.html>」、

2017年10月26日付日本経済新聞朝刊「地銀、収益悪化一段と 金融庁報告書 前期、過半が本業赤字 担保・保証依存に警鐘」…「https://www.nikkei.com/news/print-article/?R_FLG=0&bf=0&ng=DGXKZO22693710V21C17A0EE9000&uah=DF030420131593」、

⑤2017年5月22日付日本版ISAの道 その182「日米投信コストのより深い理解～米投信のインデックス・ファンドの低コストの要因、日米投信の投資スタイル別経費率/エクスペンスレシオ比較～」…

「https://www.am-mufg.jp/text/oshirase_170522.pdf」、

⑥2017年10月23日付日銀「金融システムレポート(2017年10月号)」…「<https://www.boj.or.jp/research/brp/fsr/index.htm/>」、

⑦2017年10月16日付日本版ISAの道 その200「投信コスト(手数料等)の長期国際比較 2017～日本・米国・欧州・カナダ・オーストラリアのグローバル比較、モーニングスター・世界投信市場調査 2017年版との比較～」…

「http://www.am-mufg.jp/text/oshirase_171016.pdf」、

⑧2016年10月3日付日本版ISAの道 その158「NISAに関する主な税制改正要望の理解～2018年問題対応、『長期・積立・分散投資』をすすめたい金融庁の積立NISA(英国ではライフタイムISA)、ジュニアNISAの引き出し年齢制限緩和、スイッチング可による投信の保有期間長期化～」…「http://www.am-mufg.jp/text/oshirase_161003.pdf」、

⑨2016年10月24日付日本版ISAの道 その160「金融レポートで金融庁が訴える積立投資の有効性を、5年、10年、15年、そして、積立NISAの非課税期間20年で検証」…「http://www.am-mufg.jp/text/oshirase_161024.pdf」、

⑩2017年6月14日付金融庁「つみたてNISAについて」…「<http://www.fsa.go.jp/policy/nisa/20170614-1/03.pdf>」、

⑪2017年10月23日付日本版ISAの道 その201「約21年ぶりの日本株高の中での積立投資はどうなのか? 『つみたてNISA』で使われる積立投資を多様な地域・資産・期間で検証!」…「https://www.am-mufg.jp/text/oshirase_171023.pdf」。

本資料に関してご留意頂きたい事項

- 当資料は日本版ISA(少額投資非課税制度、愛称「NISA/ニーサ」)に関する考え方や情報提供を目的として、三菱UFJ国際投信が作成したものです。当資料は投資勧誘を目的とするものではありません。
- 当資料中の運用実績等に関するグラフ・数値等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資者の皆様の実質的な投資成果を示すものではありません。市況の変動等により、方針通りの運用が行われない場合もあります。
- 当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。
- 当資料に示す意見等は、特に断りのない限り当資料作成日現在の筆者の見解です。
- 投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 投資信託は値動きのある有価証券を投資対象としているため、当該資産の価格変動や為替相場の変動等により基準価額は変動します。従って投資元本が保証されているわけではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。
- 投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- クローズド期間のある投資信託は、クローズド期間中は換金の請求を受け付けることができませんのでご留意ください。
- 投資信託は、ご購入時・保有時・ご換金時に手数料等の費用をご負担いただく場合があります。